

# 教育・保育給付認定の変更について

育休を取得する、勤務を開始する、退職する・・・そんなとき必要な手続きは？

つくば市幼児保育課 029-883-1111 (内線1554)

## ◆教育・保育給付認定の変更申請

保育にあたれない事由、保育必要量（標準時間・短時間）、認定期間等、現在受けている支給認定に変更が生じた場合には、変更希望日の前月までに、必ず教育・保育給付認定の変更手続きを行ってください。

なお、お手元の支給認定証の認定期間にかかわらず、育児休業を取得される場合は、その開始日から短時間保育となります。育児休業期間が決まりましたら、速やかにお手続きいただきますよう、よろしくお願いいたします。

## ◆変更に必要な書類 ※1～3が全て必要です

### 1.教育・保育給付認定変更申請書

様式は、公立保育所、幼児保育課窓口で御用意してあるほか、WEBサイト『つくば市ホームページ』（『お役立ち情報』⇒『申請書ダウンロード』⇒『「子育て・福祉」の申請書』⇒『保育所入所に関する申請書』）からダウンロードが可能です。

### 2.支給認定証（変更前の内容）

変更後の新しいものと交換となります。紛失した場合は、その旨をお知らせください。

### 3.下記の書類のうちあてはまるもの

証明書類を変更希望月の前月末までに準備できない場合には、認定変更申請書のみを先に提出してください。証明書は、後日すみやかに提出していただくようお願いいたします。

最低就労条件：月60時間以上（1日4時間以上かつ月15日以上）

保護者の状況等	必要書類	その他事項
勤務を開始した	「就労証明書」 ※勤務開始日以前に証明されたものを提出した方は、勤務開始後に改めて取得し、ご提出をお願いします。	
育児休業を取得した（延長した）	「就労証明書」 ※育児休業期間を記入してください。	育児休業期間中は短時間保育となります。
妊娠・出産に際し 産前産後休業を取得した	母子健康手帳の写し （表紙＋出産予定日のわかるページ）	
育児休業・産前産後休業から 復職した	「就労証明書」 ※復職年月日を記入してください。	
疾病者の介護を開始した （継続する）	（介護する人）「看護等状況申告書」 （介護される人）「診断書（介護）」 又は「介護保険被保険者証の写し」	頂いた証明に期間の定めがある場合にはその期間内での認定となります。
自身の療養を開始した （継続する）	「診断書（本人）」又は 「身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害年金証書などの写し」	
就学した（学生になった） 就学期間を延長する	「在学証明書（所属機関の様式）」 及び「カリキュラム」 ※在学証明書は在学年が判るものが必要です。 ※自宅学習（放送大学、通信制大学を含む）は認められません。 ※国公立又は学校法人の運営する学校に限ります。	1日4時間以上かつ月15日以上の在校が条件です。 卒業予定日までの認定となります。
退職し、 求職活動を開始した	「求職活動に関する申立書」	3カ月以内に、就労開始を証明できない場合は退所となりますので、御承知おきください。
その他の場合	「保育所入所のご案内」の保育にあたれない証明書一覧をご参照ください。または、幼児保育課に確認してください。	

## ◆提出先

つくば市幼児保育課窓口（郵送可） ※事前に入所中の施設に変更内容をお伝えください。

2023.9.20～